

【研究ノート】

批判的人種理論の有効性 ヘイトスピーチ規制を実現するために

藤井 正希

憲法学研究室

The effectiveness of Critical Racial Theory To achieve hate speech regulations

Masaki FUJII

Constitution

Abstract

In Japanese constitutional studies, so far, Critical Racial Theory hasn't been discussed enough. However, in Japan, hate speech against Koreans living in Japan has become a social issue. Future constitutional studies can't avoid research on Critical Racial Theory. As a step to that, this research note summarizes my understanding of Critical Racial Theory and describes my current thoughts. And I want to prove the effectiveness of Critical Racial Theory in order to realize hate speech regulations.

キーワード：批判的人種理論，ヘイトスピーチ規制，表現の自由，無自覚性，傷つきやすさ

1. はじめに — 本稿の目的

筆者は、2016（平成28）年3月に発行された『群馬大学社会情報学部研究論集・第23号』に「ヘイトスピーチの憲法的研究 — ヘイトスピーチの規制可能性について」と題する論文を執筆した（同69-85頁）。そこでは、ヘイトスピーチ規制否定説の主要根拠である、①対抗言論が可能である（いわゆる対抗言論の法理）、②表現の自由を過剰に制約することになる（いわゆる表現の自由論）、③集団の名誉は保護法益にはなりえない（いわゆる保護法益論）の3点について〔上村2011：142-147〕、順次、批判的に検討していった。そして、つぎの3点を根拠にして、規制肯定説に立ち、ヘイトスピーチには早急に法的な規制を行うべきであると結論づけた。すなわち、①通常的判断能力を有する一般人が実際に日本で行われている極端なヘイトスピーチを見れば、人間の存在自体を全否定する言動に対

して、不快感や嫌悪感にとどまらず、衝撃や恐怖を感じざるをえないと考えるからである。とても反論をしようなどと考えることはできず、沈黙するしかないのが通例である。自分は決して見たくない、それゆえ止めてほしい、止めさせたいという素朴な感情を持たざるをえない。それを法に期待することは、決して不当なことではないと信ずる。また、②ヘイトスピーチ規制はもはやグローバル・スタンダードで国際常識であるからである。死刑廃止が世界の潮流であるにもかかわらずそれに背を向けているのと同様に、ヘイトスピーチ規制が世界の潮流であるにもかかわらずそれに背を向けているのが現在の日本なのである。日本は、経済的には先進国だが、人権的には未だ発展途上国と言われてもやむをえない。さらに、③凄惨なジェノサイドや著しい人権侵害は、ヘイトスピーチや民族排外意識から発生することが多いからである。ナチスのホロコーストも、ユダヤ人を排斥する些細なヘイトスピーチから始まり、人びとの意識に浸透する中で、ファシズムが完成し、ジェノサイドという悲惨な結果につながっていった。日本においても、同様のことが起こらないとは限らない。その芽を早期に摘むためにも、ヘイトスピーチの蔓延を放置しないことが大切なのである⁽¹⁾。

筆者の前論文では、アメリカにおいてヘイトスピーチ規制の根拠とされている、いわゆる“批判的人種理論”については、ほとんど言及しなかった。筆者が同理論をあまりよく理解していなかったのもあるし、同理論の有効性や日本への適用可能性についての疑問もあったからである。この点、ヘイトスピーチに対してどう向き合うかは、民主主義社会に不可欠な表現の自由と直接に関連する問題だけに、日本社会や日本人の民度や成熟度が試されており、今こそ、様々な観点からの幅広い議論が求められていると言える。そこで、筆者は今、前論文を発展させ、より十分なヘイトスピーチ規制の根拠や方法論を提示するために「ヘイトスピーチの公法的研究」(仮題)と題した論文の執筆に取り組んでいるが、ここでは批判的人種理論を中心的に論じ、ぜひ同理論を日本におけるヘイトスピーチ規制に活かしたいと考えている。日本人は、単一民族神話ゆえに人種や民族の問題には元来、無自覚であり、日本の憲法学において、これまであまり批判的人種理論が議論されることはなかった。しかし、近時、日本でも社会問題化している在日韓国朝鮮人に対するヘイトスピーチや、欧米諸国で多発するヘイトクライムの問題は日本人に人種や民族を強く意識させている。今後の憲法学は、批判的人種理論の研究を避けては通れないであろう。そのための一歩として、本研究ノートにおいては、批判的人種理論についての筆者の理解をまとめるとともに、現時点での筆者の考えを書き留めてみたい。本稿の成果は、つぎの論文にそのまま承継させ、さらに発展させていくつもりである⁽²⁾。

2. 批判的人種理論とは

1980年代、アメリカの法学思潮において、従来の法理論に見られる法の客観性・中立性・確実性を否定してその政治性を指摘した“批判法学”(Critical Legal Studies)が生まれるが、理論的にはこの批判法学の思潮を汲みながらも、その方向やあり方に対して批判や不満を持ったマイノリティに属する法学者や法律家を中心に、“批判的人種理論”(Critical Racial Theory)が1980年代末頃からアメリカに

登場した [江口聡、澤敬子他 2004 : 94-95]。この批判的人種理論が、アメリカにおいて、ヘイトスピーチ規制を根拠づける有力な理論として主張されている。そもそも批判的人種理論とは、「人種と法と権力とのあいだの関係を改変することを目的とした根本的な法学運動」と定義され、法を用いて人種的平等を達成しようとする [桧垣 2017 : 44]。批判的人種理論は、人種主義（レイシズム）と闘うために主張され、行為者（マジョリティ）から被害者（マイノリティ）へ視点を転換することを正当化する [桧垣 2017 : 136]。この理論は、マジョリティたる白人の観念が決定的な規範となり、有色人種の従属を促進する権力と支配の制度の下にある伝統的法学では、人種差別撤廃のためには不十分であると主張する。そして、マイノリティたる非白人の経験を強調し、その視点から新たな法学の構築を目指す。この点、批判的人種理論は「人種差別的表現は、その表現が侮辱している人種に属する人びとの尊厳に対する攻撃であるが、そのような攻撃は、すべての人が等しく尊重と配慮を受けるべきと言う社会の基本的原理と矛盾する」ことを理由として、ヘイトスピーチを含む差別表現の一般的禁止を主張する。これに対して、1990年代に、人種差別的表現規制法が誤って適用される恐れがあることや、逆にマイノリティによる言論に適用される恐れが指摘されて、激しい論争が行われた。さらに、「そもそも人種差別主義者は、その人種差別思想を表明する権利があるのではないか」という主張もなされた [前田 2015 : 755]。

3. 批判的人種理論の内容

大沢秀介は、アメリカの法学教授であり、自身もマイノリティ（黒人）に属するチャールズ・ローレンスらがあげた批判的人種理論の6つの特徴を紹介している。すなわち、①人種批判主義がアメリカ社会において広くかつ深く浸透しているとの認識を前提にしている。②伝統的な法学が人種の不平等を没歴史的・偶然的な事象ととらえることを理由に、その有効性・妥当性を疑問視する。③没歴史主義に反対し、文脈的・歴史的な法の分析を主張する。④マイノリティとそれが所属する社会が歴史的に経験してきた人種差別と、人種差別を排除するために歴史的に行われてきた政治的運動を十分に踏まえた上で、法や社会の分析は行われるべきとする。⑤マイノリティの主張を可能にし、人種的正義を実現すべく、現代における多くの新しい法理論（リベラリズム、フェミニズム、マルキシズム、ポスト構造主義、プラグマティズム、ナショナリズム等）に見られる方法論を取捨選択する。⑥人種差別の解消を第一としつつ、すべての差別の解消を目的とする。そして、批判的人種理論からの帰結として、⑦ヘイトスピーチ規制、⑧アファーマティブ・アクション⁽³⁾における人種別の割当制（いわゆるクォーター制）、⑨アメリカの判例上、要求されている平等保護条項違反における差別的意図の立証の否定等があげられているとする [大沢 1996 : 68-70]。

また、木下智史は、批判的人種理論のテーマとして以下の10のテーマを挙げている。すなわち、①リベラリズム批判、②物語の活用、③アメリカ公民権法とその発展へのリビジョニスト的解釈、④人種と人種差別を支えるものへのより深い理解、⑤構造決定主義、⑥人種、性、階級とその交錯、⑦

人種本質主義とその批判、⑧文化的民族主義・多元的文化主義、⑨法制度・法学教育批判、法曹界におけるマイノリティの地位、⑩批判と自己批判である。具体的には、批判的人種理論は、①例えば、「法の支配」「法の中立性」など、これまでアメリカの法学界の主流の地位を占めてきたリベラルな法理論も差別を隠蔽するイデオロギーとして批判する。②支配集団が人種問題を語るときに持ちだす社会通念が人種問題の解決の障害となっているとして、それを打ち破るために、個人的体験や差別体験者の聞き書き、架空の物語（仮想事例）を活用すべきとする。③アメリカの公民権法等の反差別立法が人種的不平等の救済に効果的でなかった点につき、その成果や方法論について再検討すべきとする。④人種差別問題に、文化人類学や統計学、認知心理学等の成果の導入を試みる。⑤法的思考や法制度の構造が現状維持的な機能を果たすと考え、そのことを前提にして、人種問題を法的に解決できる可能性については見解が分かれる。⑥人種問題は、性差別や階級格差、性的志向の問題とも複雑にからみ合っているとして、その相互関係を探ろうとする。例えば、マイノリティの女性の問題などがそれにあたる。⑦人種を強調し、人種が必然的かつ恒常的な決定要素であると考え人種本質主義を批判し、マイノリティに共通する利害関係の存在に疑義を呈し、それを検証する。⑧マイノリティがマジョリティに同化することによってではなく、独自の文化を守り、発展させるべきとする文化的民族主義や、マイノリティとマジョリティがそれぞれの民族性や文化特性を保持しつつ、共存していこうとする多元的文化主義に立つ。この点で、ある意味での分離主義にもとづいている。⑨マイノリティ出身の法学者や法律家が中心となり、現在のマジョリティが主体となっている法制度、教員の大半がマジョリティである法学教育、そして、法曹界におけるマイノリティの低い地位等を批判する。⑩既存の主流の法学を容赦なく批判する批判的人種理論に対しては、主流の法学から厳しい反批判がくわえられるとともに、批判的人種理論の内部においても、人種問題を法的に解決できる可能性等について、自己批判をとまなう活発な議論がなされている [木下 1996 : 207-216]。

4. 人種的忘却性または透明性

批判的人種理論の重要概念として、“人種的忘却性”または“人種的透明性”（以下、人種的忘却性で統一）が主張されている。人種的忘却性には2つの意味があるとされている。一つは、①マジョリティが自らの人種に根本的に無自覚であるという特徴のことであり、もう一つは、その反面で、②マイノリティにはマジョリティの人種がツネにはっきりと見えているという皮肉な事実のことである。すなわち、①マジョリティは、自己の人種にもとづく社会的特権を意識していない。例えば、アメリカの白人（マジョリティ）は、自分たち自身を人種に関わらせては考えようとしなない。その結果、白人は、自分たちの生活が人種というものの影響を受けているという事実気づかないのである。具体的には、白人であるがゆえに社会から与えられているさまざまな利益（例えば、支配的優越性や特権性）に気づかないのである [レヴィン 2008 : 86]。よって、人種差別の存在すら認識されず、人種差別が法制度や社会制度の中に構造化されてしまい、それが是正されることは決してない。これに対して、

②マイノリティは、マジョリティの人種的特権をつねに見せつけられ、意識させられている。例えば、アメリカの黒人（マイノリティ）は、白人であるがゆえに丁寧な扱いを受け、嫌がらせを受けず、受験や就職で無意識に優遇され、社会的にも高い地位につける機会が開かれているという事実等を幼少時から見せつけられ、意識させられる。そして、このような法制度や社会制度の中に構造化された人種差別は、あまりに自然で強固なものであるため、逆らい難く感じてしまうのである。よって、結局、黒人は白人の人種的特権を受け入れさせられ、人種差別を黙認することになる。

また、前述の桧垣伸次も、①の点について、白人が持つ自らの人種的特権についての“無自覚”性を問題にする。すなわち、ここにいう無自覚性とは、特権集団が自らの人種がもたらす特権についての認識を欠いていること、換言すれば、マジョリティが特権を享受しながら、そのことに根本的に無自覚であることをさしている。白人は、しばしば白人文化にもとづき採用された規範を人種中立的なものとして解釈し、それらの規範が実際には密かに人種特有のものであるかもしれないということを認識していない。そして、そのような無自覚性は、白人の日常生活に組み込まれて社会構造となっており、一つの社会的な制度とすらなっている。このような状況においては、行為者本人すらも気がつかないほど巧妙に隠蔽された偏見にもとづく“無意識のレイシズム”や、被差別者の劣等化と被支配が理論化や科学的な正当化の必要がないほどまでに当然のものとなった“制度的レイシズム”がうまれることになる。また、既存の法学は、レイシズムが組み込まれている社会システムの一つとなる。現代社会において、このような無意識のレイシズムや制度的レイシズムは重大な問題をはらみ、ヘイトスピーチもその現われの一つである。この点、批判的人種理論が強調するマイノリティの視点から浮き彫りにされる無意識のレイシズムや制度的レイシズムは、十分にヘイトスピーチ規制を正当化する根拠となるとともに、マイノリティの視点に立つ新たな法学の構築を要請するのである。この批判的人種理論からすれば、人種的、民族的なヘイトスピーチはそもそも表現自体が人びとを悩み苦しめる力を持っているとし、ヘイトスピーチ規制がむしろ表現の自由そのものを守ることになるとする[桧垣 2017 : 48-55]。

さらに、社会学者の塩原良和は、②の点について、歴史的に形成されて遍在するマイノリティに対する不公正な社会構造が、日々の経験を通じてマイノリティに内面化される過程を強調する批判的人種理論について、つぎのように述べている。すなわち、自らにとって不公正な社会構造のなかで育つことで、マイノリティは差別や不平等に対する敏感さをその内面に抱え込みがちになる。換言すれば、レイシズムはマイノリティに対して“傷つきやすさ”を不公正に過剰配分するように歴史的に形成されてきた社会構造なのであり、そのなかで育ったマイノリティの自己と身体は、そうしたレイシズムに対して圧倒的に“傷つきやすい”ものとして構築される。この“傷つきやすさ”は構造化されたマイノリティとマジョリティの関係に由来しており、個人の意思や努力では完全に克服できない。ヘイトスピーチとは、まさにこうした自己責任に帰すことのできない“傷つきやすさ”に対する攻撃であり、それゆえそれは単なる誹謗中傷よりもいっそう深刻に他者の尊厳を否定する。その標的となったマイノリティは深く傷つけられ、自信を喪失し、ときにはトラウマを抱えることもある。もちろん、

マイノリティと呼びうる立場に置かれていても、自分は差別されたことがない、あるいは差別されても気にしないという人もいる。しかしそのような人びとの経験してきた人生にも、歴史的に形成されてきた構造としてのマイノリティとマジョリティの関係は確実に影響を与えている。ヘイトスピーチは、そのような差別に強く、慣れているはずのマイノリティの内面に眠っていた、差別や偏見への“傷つきやすさ”の感覚を強引に揺り起こそうとする。その結果、マイノリティは自らが傷つけられるリスクを避けるために、ヘイトスピーチが起こったり、起こる可能性がある場所に行くことや、それらを起こしたり許容したりする可能性のある人びとと出会うことを避けるようになる。こうして、マイノリティの行動の自由や、自分の人生における自己決定の余地が狭められていく。また、ヘイトスピーチが規制されずに許容されることは、標的になったマイノリティだけではなく社会全体へと害悪を及ぼす。そもそも加害者側は、被害者側と討論したり、対話したりするためにヘイトスピーチを発するわけではない。ヘイトスピーチに目的があるとすれば、それは他者の社会的承認の否定、すなわち相手を物理的・社会的に沈黙させ、排除することである。それゆえヘイトスピーチの標的にされた人びとが、自分を傷つけるためだけに発せられる言葉に言論をもって対抗することは難しい。その結果、ヘイトスピーチが社会に蔓延すればするほど、マイノリティは沈黙させられる。それは、その社会で自由に主張される言論の総量が減少していくことを意味するとする [塩原 2013 : 2-3]。

5. 日本への適用

日本において、ヘイトスピーチとしてもっとも問題になっているのは、東京でいえば新大久保、大阪でいえば鶴橋に代表されるコリアンタウンの中に多く住んでいる在日韓国朝鮮人に対する不特定多数人による“デモ”という形態でのヘイトスピーチである。この点、戦前から多くの在日韓国朝鮮人が在住する神奈川県川崎市でのヘイトスピーチも大きな社会問題となっている。これは、黄色人種という点では共通するも、マジョリティである日本人（大和民族）からマイノリティである朝鮮人（朝鮮民族）への言葉による攻撃であり、まさに広い意味での“人種”による差別と言える。そして、それは日本の朝鮮に対する植民地支配という歴史的背景を持つものであり（1910年～1945年）、それゆえ、かつての支配者から被支配者に対する優越感に深く根差している。特別永住資格を付与されたとはいえ、日本国籍を持たない在日韓国朝鮮人は、選挙権や被選挙権が与えられず、公務員への採用が制限され、生活保護や各種年金等の社会保障においても差別されてきた。また、かつては旧外国人登録法の指紋押捺制度によって、外国人登録証明書の申請の際、指紋を押すことも強制されていた。在日韓国朝鮮人であることによる偏見や蔑視、不利益を恐れ、多くの在日韓国朝鮮人がその事実を隠し、日本人の通称名をなのり、日本に同化した生活を余儀なくされてきた。まさに日本人であるがゆえに丁重な扱いを受け、嫌がらせを受けず、受験や就職で無意識に優遇され、社会的にも高い地位につける機会が開かれているという事実を幼少時から見せつけられ、意識させられてきたのである。そして、このような日本の法制度や社会制度の中に構造化された在日韓国朝鮮人差別は、あまりに自然で強固

なものなので、在日韓国朝鮮人は逆らい難く感じてしまうのである。よって、結局、在日韓国朝鮮人は日本人の人種的特権を受け入れさせられ、差別を黙認してきたのである。これに対して、マジョリティである日本人は、自己の人種にもとづく社会的特権をまったく意識していない。多くの日本人は、日常生活において在日韓国朝鮮人の存在を意識することはなく、自分たちの地位を在日韓国朝鮮人との関わりの中かで考えることはない。その結果、日本人は、自分たちの生活が人種というものの影響を受けているという事実気づかないのである。具体的には、日本人であるがゆえに社会から与えられている様々な利益に気づかないのである。よって、在日韓国朝鮮人差別の存在すら認識されず、在日韓国朝鮮人差別が法制度や社会制度の中に構造化されてしまい、多くの場合、それが是正されることはなかったのである⁽⁴⁾。

このように、アメリカにおける白人の黒人に対するヘイトスピーチと、日本における日本人の在日韓国朝鮮人に対するヘイトスピーチは、国籍の有無という点で違いはあるものの、歴史性・無自覚性・構造化等で多くの共通点がある。とするならば、批判的人種理論を日本における在日韓国朝鮮人に対するヘイトスピーチ規制に活用することは十分に可能であろう。すなわち、在日韓国朝鮮人は日本人に同化するのではなく、朝鮮独自の文化を守り、発展させるべきであり、在日韓国朝鮮人と日本人がそれぞれの民族性や文化特性を保持しつつ、共存していくべきである。また、より多くの在日韓国朝鮮人が法学者や法律家となって、現在の日本人が主体となっている法制度、法学教育、法曹界をマイノリティたる在日韓国朝鮮人の立場から変革していくべきである。そして、それを皮切りに、法の分野以外においてもマイノリティたる在日韓国朝鮮人の低い社会的地位を向上させていくべきである。その成果が目に見える形で現れるならば、日本人の在日韓国朝鮮人に対する意識も好転していくであろう。そのような制度的・社会的・意識的な改革が十全になされるならば、日本における在日韓国朝鮮人に対するヘイトスピーチは自然と解消していくに違いない。しかし、日本社会には、歴史的に形成されて遍在する在日韓国朝鮮人に対する不公正な社会構造が依然として厳然と存在している⁽⁵⁾。そして、その中で構造化されたマイノリティたる在日韓国朝鮮人とマジョリティたる日本人の関係は、個人の意思や努力で完全に克服することはできない。マジョリティに対して自らの人種的特権についての“無自覚”性をもたらし、マイノリティに対して“傷つきやすさ”を不公正に過剰配分するような歴史的な社会構造がある以上、批判的人種理論の観点からして、在日韓国朝鮮人に対するヘイトスピーチ規制は肯定されるのである。

6. おわりに — ヘイトスピーチ規制の方法論

このように批判的人種理論の観点から在日韓国朝鮮人に対するヘイトスピーチ規制を肯定するにしても、実際になされた個々の言論の具体的害悪を明らかにして、規制の可否および規制範囲を明確化する必要があるし [桧垣 2017 : 209]、また、ヘイトスピーチの実態・性質を踏まえて具体的害悪を検討し、どのように表現の自由とのバランスをとるべきかについて議論することも必要となる [桧垣

2017 : 228]。そして、筆者としては、最終的には「日本では憲法的にヘイトスピーチはこのように考えるべきであり、具体的にはこのような規制方法が望ましい」という形で明確に自説を主張したいと考えている。しかし、現在はまだ研究途中であり、それは今後の課題とせざるをえないが、批判的人種理論の観点からして、在日韓国朝鮮人に対する公道におけるヘイトスピーチに限っては、厳格な要件の下で刑事罰の対象としてもいいのではないかと考えている。この点についての説得的な論証が筆者の今後の重要な研究テーマの一つとなる。

以上

注

(1) ヘイトスピーチ規制については、憲法学上、表現の自由（憲法 21 条）の重要性を強調して規制には消極的な立場が長らく支配的な学説であり、現在においても規制消極説がまだ根強い。そのようななかで近時、規制に積極的な条件付き合憲説が有力になりつつある。例えば、桧垣伸次は、ヘイトスピーチ規制合憲論に立ち、表現の自由を最大限保障するという立場を維持しつつもヘイトスピーチ規制は憲法上正当化されるとする。すなわち、表現の自由は民主主義社会において非常に重要な権利であり、とりわけ政治的表現はできる限り自由でなければならないが、ヘイトスピーチは、その対象となった集団を同等の市民として認めず、公的意見の構築から排除しようとするものであり、多様な意見にもとづく民主的過程を機能不全にしてしまう。よって、民主主義社会を機能させるためにはヘイトスピーチを規制しなければならないのである [桧垣 2017 : 3]。また、桧垣は、ヘイトスピーチがおもに人種差別や民族差別として行われてきた歴史に目を向ける。すなわち、人種や民族は個人の人格価値を決定するものではないから、人種差別や民族差別は近代的平等思想と相容れない。そして、人種差別や民族差別としてのヘイトスピーチは、厳然とした力の差がある関係の中で行われ、その力関係を維持・強化する。それゆえ、犠牲者の真の人間性を否定し、犠牲者により深い傷を与える。このような人種による支配関係を断ち切り、個人の尊重と平等を達成するためにも、ヘイトスピーチ規制が必要なのである [桧垣 2017 : 9]。この民主主義（憲法前文、憲法 43 条）と個人の尊重（憲法 13 条前段）、法の下での平等（憲法 14 条）がヘイトスピーチ規制の憲法的根拠となるのである。さらに、桧垣は、日本の憲法学では、ほとんど議論されることのないヘイトクライムをも議論の対象にしており、きわめて興味深いところである（ただし、本稿ではヘイトクライムは考察の対象から外し、今後の課題としたい）。このような立場にたてば、後に見るように、批判的人種理論をヘイトスピーチ規制に十分に活かすことができる。この点、ヘイトスピーチ規制の是非についての日本の学説は、奈須祐治のつぎの 2 つの論文が非常に詳しく大いに参考となる。「ヘイト・スピーチと理論—日本の学説の整理と検討(1)」「ヘイト・スピーチと理論—日本の学説の整理と検討(2・完)」（書誌情報は参考文献を参照）。

(2) ヘイトスピーチ規制において、批判的人種理論とともに、もう一つの議論の柱となっているの

が、アメリカ流の「表現の自由の原理論」である。具体的には、思想の自由市場論、自己統治の理論、自律理論（自己実現の理論）等、日本の憲法学でもこれまで盛んに議論されてきた伝統的理論であるが、その理論の把握の仕方により、ヘイトスピーチ規制消極論の根拠にも積極論の根拠にもなる。

(3) アファーマティブ・アクションとは、積極的差別解消措置のことである。具体的には、歴史的に差別を受けてきたグループの人びとは、それ以外の一般の人びとのように雇用や教育の機会が均等に保障されてはこなかったことから、このような人びとに対して、雇用や教育の機会を与えるため、一定の特別枠を設け、優先的な扱いをすることである。例えば、アメリカでは、歴史的に黒人差別があり、それゆえ黒人は低教育、低収入で、教育や雇用の機会が十分に保障されてはこなかった。そこで、大学では、有色人種から一定数を入学させなければならないという規定が、また、企業では、有色人種から一定数を採用しなければならないという規定が設けられている。

(4) その最たるものが在日韓国朝鮮人に国と地方を問わず選挙権・被選挙権を認めないことである。また、公務員採用時の国籍条項も依然として残っている。さらに、生活保護や年金等の社会保障についても、事実上、在日韓国朝鮮人にもかなり支給されるようになってはいるが、その法的地位は日本人とはまったく異なる。すなわち、日本国籍のない外国人には法的な受給権は認められていない。この点、前述したように外国人に対する指紋押捺制度が廃止されたことについては特筆に値する。

(5) 外務省の2018（平成30）年12月末時点の在留外国人統計では、在日韓国朝鮮人は約48万人である。しかし、在日本大韓民国民団（民団）がおこなった2001年の在日韓国人の調査では、韓国・朝鮮式の本名で暮らす人は全体の1割強に過ぎないと報告されているように、在日韓国朝鮮人は本名で生活するのがはばかれるような社会的環境の下に依然として暮らしているのである。

引用文献

上村都 [2011] 「ドイツにおけるヘイト・スピーチ規制」（駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由 I』尚学社）

江口聡、澤敬子他 [2004] 「ジェンダーと法—フェミニズム法学の課題にかんする予備的研究」（『現代社会研究 6』京都女子大学現代社会学部）

大沢秀介 [1996] 「批判的人種理論に関する一考察」（『法学研究 69 卷 12 号』慶応義塾大学法学研究会）

木下智史 [1996] 「批判的人種理論（Critical Race Theory）に関する覚書」（『神戸学院法学 26 卷 1 号』神戸学院大学）

塩原良和 [2013] 「ヘイトスピーチと『傷つきやすさ』の社会学」（シノドス・ネット論文 <https://synodos.jp/society/5846/3>）

- 奈須祐治 [2018] 「ヘイト・スピーチと理論—日本の学説の整理と検討 (1)」『法学論集第 51 巻第 2 号』西南学院大学)
- [2019] 「ヘイト・スピーチと理論—日本の学説の整理と検討 (2・完)」(『法学論集第 51 巻第 3・4 号』西南学院大学)
- 桧垣伸次 [2017] 『ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察—表現の自由のジレンマ』(法律文化社)
- 藤井正希 [2016] 「ヘイトスピーチの憲法的研究 — ヘイトスピーチの規制可能性について」(『群馬大学社会情報学部研究論集・第 23 号』群馬大学)
- 前田朗 [2015] 『ヘイト・スピーチ法研究序説—差別煽動犯罪の刑法学』(三一書房)
- マーク・レヴィン、尾崎一郎訳 [2008] 「批判的人種理論と日本法—和人の人種的特権について」(『法律時報 80 巻 2 号』日本評論社)